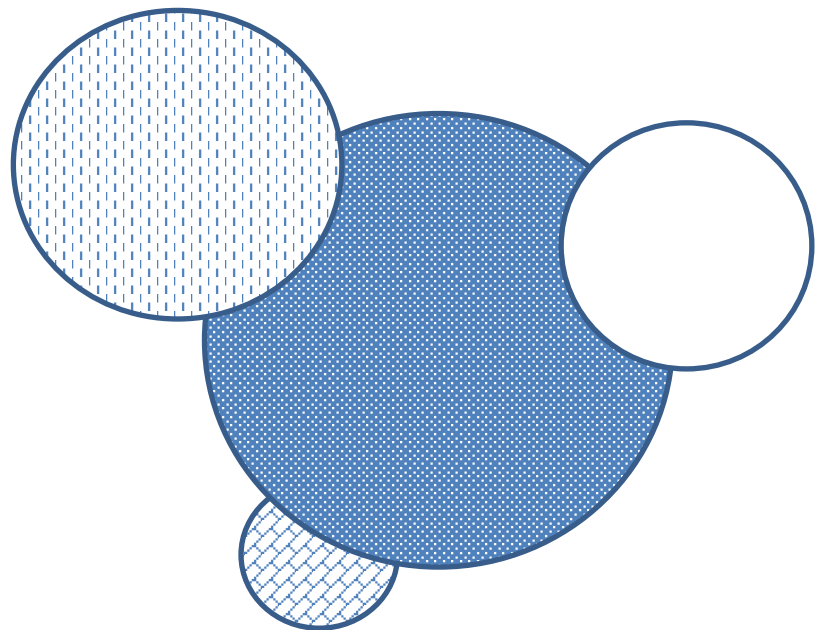


## 下水道使用料(従量料金)について



## 1. 答申案作成に向けた検討事項

### (1) 従量料金について

- ・ 従量料金 1 m<sup>3</sup>あたり単価について
- ・ 累進制度導入について
- ・ 認定排除水量について

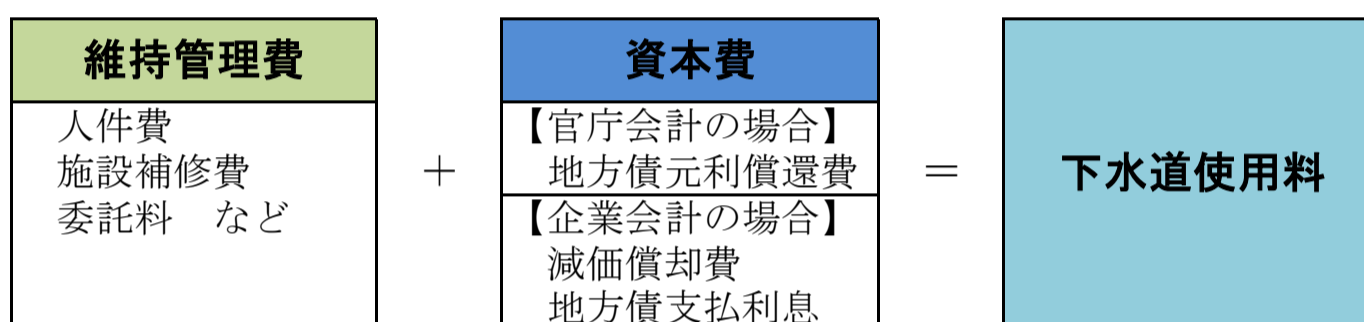
### (2) 改定時期について

## 2. 下水道使用料算定の基本的な考え方

### (1) 算定期間

- ・ 日常生活に密着した料金
- ・ できるだけ安定したものであることが望ましい
- ・ あまりに長期にわたってその期間を設定することは予測の確実性を失うことになる
- ・ 使用料算定期間は、一般的には3年から5年程度に設定することが適当

### (2) 下水道事業を行うための経費



## 3. 経費回収率シミュレーション

### (1) シミュレーション1 (経営戦略における財政計画から算出した経費回収率)

年 度		3 2		3 3		3 4		3 5		3 6		合計	平均
維持管理費 (千円)		1,063,847		1,070,967		1,078,223		1,085,620		1,093,157		5,391,814	1,078,362
資本費 (千円)		281,359		281,575		279,686		272,873		261,124		1,376,617	275,323
合 計		1,345,206		1,352,542		1,357,909		1,358,493		1,354,281		6,768,431	1,353,686
水洗化人口 (人)		44,377		44,719		45,040		45,343		45,623		225,102	45,020
調定件数 (件)		208,340		210,363		212,320		214,152		215,906		1,061,081	212,216
有収水量 (m <sup>3</sup> )		5,781,278		5,823,009		5,863,164		5,900,393		5,935,905		29,303,749	5,860,749
経費回収率 (%)		平 均											
		維持費 +資本費	維持 管理費	維持費 +資本費	維持 管理費	維持費 +資本費	維持 管理費	維持費 +資本費	維持 管理費	維持費 +資本費	維持 管理費	維持費 +資本費	維持 管理費
現行単価		65.8	83.2	65.9	83.2	66.0	83.2	66.4	83.1	67.0	83.0	66.2	83.1
155 円 (170)	単 一	69.2	87.5	69.4	87.6	69.6	87.7	70.1	87.7	70.8	87.7	69.8	87.6
	累進 (10 円)	77.8	98.4	78.0	98.5	78.2	98.5	78.7	98.5	79.4	98.4	78.4	98.5
	累進 (20 円)	79.9	101.0	80.1	101.1	80.3	101.1	80.8	101.1	81.5	101.0	80.5	101.1
164 円 (180)	単 一	71.5	90.4	71.7	90.6	72.0	90.6	72.5	90.7	73.2	90.6	72.2	90.6
	累進 (10 円)	80.6	101.9	80.7	101.9	81.0	102.0	81.4	101.9	82.2	101.8	81.2	101.9
	累進 (20 円)	82.7	104.5	82.8	104.6	83.1	104.6	83.6	104.6	84.4	104.5	83.3	104.6
173 円 (190)	単 一	73.9	93.4	74.1	93.5	74.3	93.6	74.8	93.6	75.6	93.6	74.5	93.6
	累進 (10 円)	83.3	105.3	83.4	105.4	83.7	105.4	84.2	105.3	85.0	105.3	83.9	105.3
	累進 (20 円)	85.4	108.0	85.6	108.0	85.8	108.1	86.3	108.0	87.1	107.9	86.0	108.0

※第3回審議会資料「下水道使用料(従量料金)シミュレーションについて」より。

※単価欄の( )内の数字は税込み金額です。

※消費税は10%として計算しています。

4. 下水道使用料算定シミュレーション

※ 料金算定式  $((\text{排除量} - 10\text{m}^3) \times \text{単価}) + 1,500\text{円}(\text{基本料金}) \times 1.1(\text{消費税})$   
 ※ 消費税は10%として計算しています。

(1) モデルケース1 (単身高齢者世帯 排除量15m<sup>3</sup>/月)

15m<sup>3</sup>/月の使用料 単位：円 (単価：税抜き・料金：税込み)

	現行料金		155円 (税込み170円)		164円 (税込み180円)		173円 (税込み190円)	
	単価	料金	料金	差額	料金	差額	料金	差額
村上地区	110	2,255		247		297		346
荒川地区	180	2,640		-138		-88		-39
神林地区	200	2,750	2,502	-248	2,552	-198	2,601	-149
朝日地区	140	2,420		82		132		181
山北地区	140	2,420		82		132		181

(2) モデルケース2 (高齢者2人世帯 排除量18m<sup>3</sup>/月)

18m<sup>3</sup>/月の使用料 単位：円 (単価：税抜き・料金：税込み)

	現行料金		155円 (税込み170円)		164円 (税込み180円)		173円 (税込み190円)	
	単価	料金	料金	差額	料金	差額	料金	差額
村上地区	110	2,618		396		475		554
荒川地区	180	3,234		-220		-141		-62
神林地区	200	3,410	3,014	-396	3,093	-317	3,172	-238
朝日地区	140	2,882		132		211		290
山北地区	140	2,882		132		211		290

(3) モデルケース3 (両親+小学生1人 3人世帯 排除量22m<sup>3</sup>/月)

22m<sup>3</sup>/月の使用料 単位：円 (単価：税抜き・料金：税込み)

	現行料金		155円 (税込み170円)		164円 (税込み180円)		173円 (税込み190円)	
	単価	料金	料金	差額	料金	差額	料金	差額
村上地区	110	3,102		594		712		831
荒川地区	180	4,026		-330		-212		-93
神林地区	200	4,290	3,696	-594	3,814	-476	3,933	-357
朝日地区	140	3,498		198		316		435
山北地区	140	3,498		198		316		435

(4) モデルケース4 (両親+子供2人(6~14歳) 4人世帯 排除量30m<sup>3</sup>/月)

30m<sup>3</sup>/月の使用料 単位：円 (単価：税抜き・料金：税込み)

	現行料金		155円 (税込み170円)		164円 (税込み180円)		173円 (税込み190円)	
	単価	料金	料金	差額	料金	差額	料金	差額
村上地区	110	4,070		990		1,188		1,386
荒川地区	180	5,610		-550		-352		-154
神林地区	200	6,050	5,060	-990	5,258	-792	5,456	-594
朝日地区	140	4,730		330		528		726
山北地区	140	4,730		330		528		726

※第4回審議会資料「下水道使用料(従量料金)について」より。

5. 累進制について

(1) 段階設定と年間排水量、調定件数構成割合

段階区分 (1ヵ月当たり排水量)	年間排水量 (m <sup>3</sup> )	排水量構成割合 (%)	年間調定件数 (件)	調定件数構成割合 (%)	備 考
0～10 m <sup>3</sup>	282,794	5.1	55,474	27.91	基本料金 (従量料金なし)
11～30 m <sup>3</sup>	1,986,340	35.8	101,649	51.15	
31～50 m <sup>3</sup>	1,222,129	22.0	32,219	16.21	
51～100 m <sup>3</sup>	433,584	7.8	6,983	3.51	
101 m <sup>3</sup> 以上	1,626,815	29.3	2,432	1.22	

※第3回審議会資料「下水道使用料（従量料金）シミュレーションについて」より。  
 ※年間排水量、調定件数は平成28年度の実績。

(2) 大口使用者の用途別・地区別使用者数及び汚水排除量

①用途別・地区別使用者数

用途	件数	地 区					備 考
		村 上	荒 川	神 林	朝 日	山 北	
温泉旅館	19	19					
病院	8	8					
工場	2		1			1	
学校	24	12		6	5	1	
官公庁	40	14	4	5	13	4	
施設	37	18	3	5	8	3	
店舗	48	15	5	19	3	6	
事務所・事業所	12	3	1		1	7	
共同住宅	15	11	1	2	1		
店舗兼住宅	13	9	3	1			
一般住宅	15	2	3	4	3	3	
合 計	233	111	21	42	34	25	

※第4回審議会資料「下水道使用料（従量料金）について」より。  
 ※大口使用者＝平成29年度の一年間に1,000m<sup>3</sup>以上の汚水排除量のあった使用者。

②用途別汚水排除量

用途	件数	汚 水 の 排 除 量 (m <sup>3</sup> )										備 考
		1,000 ～	2,001 ～	3,001 ～	5,001 ～	7,001 ～	10,001 ～	20,001 ～	30,001 ～	50,001 ～	100,000 以上	
温泉旅館	19	3	1	1		1	3	2	4	3	1	
病院	8			2		1	2	1	1	1		
工場	2			1					1			
学校	24	5	6	7	6							
官公庁	40	17	12	8	2	1						
施設	37	7	12	7	2	4	2	3				
店舗	48	26	9	6	2	2	2	1				
事務所・事業所	12	7	2	3								
共同住宅	15	8	4	2	1							
店舗兼住宅	13	11	2									
一般住宅	15	15										
合 計	233	99	48	37	13	9	9	7	6	4	1	

※第4回審議会資料「下水道使用料（従量料金）について」より。  
 ※「温泉旅館」は「特定排水」のため、従量料金単価は1 m<sup>3</sup>当たり50円（税抜き）

6. 単一制と累進制の料金比較シミュレーション (1ヵ月当たり)

単位：円

	段階区分 (1ヵ月当たり排水量)	単価 (税抜)	1,200m <sup>3</sup> /年 (100m <sup>3</sup> /月)	3,000m <sup>3</sup> /年 (250m <sup>3</sup> /月)	6,000m <sup>3</sup> /年 (500m <sup>3</sup> /月)	12,000m <sup>3</sup> /年 (1,000m <sup>3</sup> /月)
単一	基本料金 (0~10m <sup>3</sup> )	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	従量料金(180円)	164	14,760	39,360	80,360	162,360
	消費税		1,626	4,086	8,186	16,386
	計		17,886	44,946	90,046	180,246
累進 10円	基本料金 (0~10m <sup>3</sup> )	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	11~30m <sup>3</sup> (180円)	164	3,280	3,280	3,280	3,280
	31~50m <sup>3</sup> (190円)	173	3,460	3,460	3,460	3,460
	51~100m <sup>3</sup> (200円)	182	9,100	9,100	9,100	9,100
	101m <sup>3</sup> 以上(210円)	191	0	28,650	76,400	171,900
	消費税		1,734	4,599	9,374	18,924
	計		19,074	50,589	103,114	208,164
	単一制との差		1,188	5,643	13,068	27,918
累進 20円	基本料金 (0~10m <sup>3</sup> )	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	11~30m <sup>3</sup> (180円)	164	3,280	3,280	3,280	3,280
	31~50m <sup>3</sup> (200円)	182	3,640	3,640	3,640	3,640
	51~100m <sup>3</sup> (220円)	200	10,000	10,000	10,000	10,000
	101m <sup>3</sup> 以上(240円)	219	0	32,850	87,600	197,100
	消費税		1,842	5,127	10,602	21,552
	計		20,262	56,397	116,622	237,072
	単一制との差		2,376	11,451	26,576	56,826

※従量料金は、税抜164円/m<sup>3</sup> (税込180円/m<sup>3</sup>) をベースとして用いた。

7. 汚水認定排除水量について

(1) 各地区の認定水量

下水道使用料は、下水に流した汚水の量(汚水排除量)に応じてご負担いただきます。水道水を使用している場合は、水道水の使用水量を汚水排除量とします。また、一般家庭で水道水以外を使用している場合は、その下水道使用料の算定のため、使用水量を計測するメーター(加算メーター)を市で設置しますが、メーターの設置が困難である場合には、当該世帯の人数により汚水排除量を認定します。

現在の各地区における水道水以外の認定汚水排除量につきましては次のとおりです。

地区名	認定排除量 (m <sup>3</sup> )	備考
村上地区	6	
荒川地区	8	
神林地区	8	3人目以降の認定水量は4m <sup>3</sup>
朝日地区	6	
山北地区	8	

※第2回審議会資料「下水道使用料について」より。

※上記は一人1ヵ月分の認定排除量です。

※井戸と水道の併用の場合の認定排除量は上記の量の半分となります。

これまでの上水道事業と簡易水道事業の給水実績平均値(平成24年~平成28年)が1人1日当たり約236ℓであることから、この数値を換算すると1人1ヵ月あたり約7m<sup>3</sup>の汚水排除量となります。